

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

- a. 企業間の連携（オープンイノベーション、M&A 等の事業承継支援、取引先のテレワーク導入支援 等）

後継者不在で事業継承に不安がある取引先からの要請に応じ、株式譲受や吸収合併等の手法によって、事業と雇用の継続を柔軟に支援しています。

- b. グリーン化の取組（脱・低炭素化技術の共同開発、省エネ診断に係る助言・支援、生産工程等の脱・低炭素化、グリーン調達 等）

低炭素化の鍵を握るのは、リサイクル原料使用比率の向上であると認識し、仕入先のリサイクル原料問屋と協同で、純良なリサイクル原料の量確保の取り組みを強化しています。

- c. 健康経営に関する取組（健康経営に係るノウハウの提供、健康増進施策の共同実施 等）

深夜時間帯の就業を根絶することで、健康経営を推進すべく、生産設備の拡充や深夜自動運転装置の開発に注力しています。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行のは正に積極的に取り組みます。

約束手形の利用の廃止に向けて、「中小受託取引以外の企業間取引についても、取引上の立場に優劣がある企業間での取引の適正化を図る」べく、現金払いや電子記録債権への移行を推進しています。

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

サンエツ金属株式会社
企 業 名

代表取締役社長 釣谷 宏行
役職・氏名（代表権を有する者）

(備考)

- ・本宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。